

区分	単位 A	利用料 (介護報酬総額) B: A×単価 (1円未満切捨)	保険請求額 【9割】 C: B×0.9 (1円未満切捨)	利用者 負担額 【1割】 B-C	保険請求額 【8割】 D: B×0.8 (1円未満切捨)	利用者 負担額 【2割】 B-D	保険請求額 【7割】 E: B×0.7 (1円未満切捨)	利用者 負担額 【3割】 B-E
【居宅における身体介護】 / 【通院等介助（身体介護を伴う場合）】								
30分未満	256 単位	2,176	1,958	218	1,740	436	1,523	653
30分以上 1時間未満	404 単位	3,434	3,090	344	2,747	687	2,403	1,031
1時間以上 1時間30分未満	587 単位	4,989	4,490	499	3,991	998	3,492	1,497
1時間30分以上 2時間未満	669 単位	5,686	5,117	569	4,548	1,138	3,980	1,706
2時間以上 2時間30分未満	754 単位	6,409	5,768	641	5,127	1,282	4,486	1,923
2時間30分以上 3時間未満	837 単位	7,114	6,402	712	5,691	1,423	4,979	2,135
3時間以上 (30分を増すごとに+83単位)	921 単位	7,828	7,045	783	6,262	1,566	5,479	2,349
【家事援助】								
30分未満	106 単位	901	810	91	720	181	630	271
30分以上 45分未満	153 単位	1,300	1,170	130	1,040	260	910	390
45分以上 1時間未満	197 単位	1,674	1,506	168	1,339	335	1,171	503
1時間以上 1時間15分未満	239 単位	2,031	1,827	204	1,624	407	1,421	610
1時間15分以上 1時間30分未満	275 単位	2,337	2,103	234	1,869	468	1,635	702
1時間30分以上 (15分を増すごとに+35単位)	311 単位	2,643	2,378	265	2,114	529	1,850	793
【通院等介助（身体介護を伴わない場合）】								
30分未満	106 単位	901	810	91	720	181	630	271
30分以上 1時間未満	197 単位	1,674	1,506	168	1,339	335	1,171	503
1時間以上 1時間30分未満	275 単位	2,337	2,103	234	1,869	468	1,635	702
1時間30分以上 (30分を増すごとに+69単位)	345 単位	2,932	2,638	294	2,345	587	2,052	880
【通院等乗降介助】								
1回	102 単位	867	780	87	693	174	606	261

※ 昼間(8:00-18:00)・早朝(6:00-8:00)・夜間(18:00-22:00)・深夜(22:00-6:00)

厚生労働大臣が定める一単位の単価は、居宅介護に係る基準該当障害福祉サービスであることから8.5円とする。

初回加算 **200 単位／月**

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回若しくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。

緊急時対応加算 **100 単位／回**

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が計画作成事業所と連携を図り、ケ計画作成事業者が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を緊急に行った場合。

利用者負担上限額管理加算 **150 単位／回**

サービス事業者が利用者負担上限額管理者となって、支給決定障害者等の利用者負担額の上限額管理事務を行った場合。

特別地域訪問介護加算 **所定単位数の 15%を加算**

離島・山間・へき地などの地域に所在する事業所又はその一部として使用されている事業所の訪問介護員等がサービスを行った場合。

夜間もしくは早朝の場合 **所定単位数の 25%を加算**

深夜の場合 **所定単位数の 50%を加算**